

新旧対照表

改定後	改定前
<p>略</p> <p>6 県内製品使用決定方法 ア 対象製品 リサイクル製品以外の県内製品 ただし、請負業者から監督員に協議があった場合に限る。 イ 対応機関 各工事の監督員 ウ 決定方法 次の式に該当するか確認を行う。 $H < T \times 1.3$ H：協議があった時点の県内製品見積単価 T：協議があった時点の県外製品見積単価 監督員は、当該式を満たさないことを確認した場合、県外製品の使用を認めることとし、設計変更を行う。</p> <p>附 則 この要領は平成21年1月1日以降施行することとする。</p> <p>この要領は令和3年6月2日以降施行することとする。</p>	<p>略</p> <p>6 県内製品使用決定方法 ア 対象製品 リサイクル製品以外の県内製品 ただし、請負業者から監督員に協議があった場合に限る。 イ 対応機関 各工事の監督員 ウ 決定方法 次の式に該当するか確認を行う。 $H < T \times 1.3$ H：協議があった時点の県内製品見積単価 T：協議があった時点の県外製品見積単価 監督員は、当該式を満たさないことを確認した場合、県外製品の使用を認めることとする。 なお、リサイクル製品以外の県単価及び市場単価で設計計上している場合は承諾とし、設計変更は行わないが、見積単価により設計計上している場合は規格、単価の設計変更を行う。</p> <p>附 則 この要領は平成21年1月1日以降施行することとする。</p>